

厚生労働省
経済産業省
環境省
告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十五条の規定に
基づき 次に名称を掲げる監視化学物質の指定を取り消したので 公示する。

平成二十六年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し 番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条の規定に
基づき、指定を取り消した監視化学物質の名称

機 関 印

5 1 , 2 , 5 , 6 , 9 , 10 - ヘキサブロモシクロドデカン

(3) - 2254